

# 大会召集

- 1. 名称 奈良県建築労働協同組合 第75回定期大会
- 2. 日時 令和5年11月19日(日)・午前9時
- 3. 場所 組合本部会館



発行所  
奈良県建築労働協同組合  
橿原市小綱町9番8号  
電話 (0744) 22-5115 (代)  
FAX 22-9111  
発行人 本部執行委員会  
http://www.narakenchiku.com  
access-mail@narakenchiku.com

## コロナの影響下も声かけが実を結ぶ！ 10月末組織数は2313名となり、前月より1名の減少！ 9～10月の組織拡大月間中の新規加入者は11名。

拡大目標112名は到達できませんでしたが、今年度の新規加入者は82名となりました。各支部の工夫を凝らした拡大運動と仲間一人ひとりの努力によって得られた成果です。組織拡大運動にご協力ありがとうございました。

新規加入者目標達成支部

新規加入者拡大目標		
	目標(名)	新加入者(名)
郡山	2	3
斑鳩	2	2
北葛	15	15
桜井	2	2
宇陀	2	3
橿原	30	30
菟田野	2	3
東吉野	1	1
御所	2	2

春の拡大月間の取組みでは、コロナ過で受けたダメージの修復の遅れや、深刻さを増す高齢化の影響を大きく受けました。秋の拡大運動は感染症法上の位置づけが5類に移行し、コロナ共生への社会的容認度が更に高まりを見せ、「行動しない理由がない」中での取組みとなりました。

各支部では新規加入者目標を打ち立て、この1年間（R4年11月～R5年10月）奮闘してきました。その目標を達成した支部は郡山支部はじめ9支部となりました。

拡大運動の推進には未加入者の掘り起こしが欠かせません。そのためには仲間の横のつながりと協力が大きなカギを握っています。拡大運動は支部役員だけでなく、仲間全員が組織拡大強化の重要性を認識して取り組む必要があります。

現場等で未加入者がいれば「組合の仲間に入らへんか」「未加入者を紹介して」と、ひと声お掛けください。そして、今後仲間とのつながりを最大限に活かし、現場での加入促進を粘り強く展開していきましょう。

## 組合で税金申告を！ 「数は力」の一括申告

組合では永年にわたって税務署に対し、建築職人の事業形態・賃金の実態を訴える交渉運動を行っています。

そして仕事で得た利益を守ると同時に「煩わしい記帳や計算、申告手続きのお手伝い」「確定申告前には個別相談や記帳指導」などの支援活動を支部と本部が一体となって取り組み、一括申告に望んでいます。

建売住宅やゼネコン企業で手間請就労を主とされている青年層の皆さんには、正確な売上げや賃金・経費を換算し、利益をしっかりと守ると同時に節税につながる指導と対策に取り組んでいます。

万一、税務署から呼び出しや調査を求められた時には、組合が前面に立って組合員さんの利益（納税者の権利）を守るため、税務署交渉を行い解決に努めています。

### 税金相談ご利用下さい。

税金の諸問題でお悩みの組合員仲間はお気軽にご相談下さい。相談員として組合顧問税理士や担当書記が対応させていただきます。相談を希望される方は事前に担当者（松田・吉井）までご連絡下さい。

## 仲間の声を機関紙に

みなさんからの投稿記事をお待ちしております。



## 関西地協・第63回定期大会 建設労働者の賃金・労働条件改善をめざして

10月11日にエル大阪において、関西地協第63回定期大会が開催され組合本部より3名が参加しました。

今こそ関西地協各組にインボイス制度を導入しようとしており、私たちを取り巻く情勢はますます厳しさを増しています。

合がより綿密に連携を深め、より緻密な行動を実践し組合員同士がより親密な関係を築き、

時代即した新しい組合組織を創っていくことを決意しました。関西地協の全組織の増勢実現に向け、組合員に寄り添うことを基軸に関西地協のすべての仲間とともに、諸課題を実現させるため、一致団結して全力で奮闘することを決

公共工事設計労務単価が11年連続で引き上げられ、2012年比で57%の上昇となっていますが、昨年より続く不安定な世界情勢を背景とした資材価格高騰・エネルギー価格の上昇・急激な円安などの影響を受けて、実質賃金は物価の上昇に追いつかず、仲間の仕事と暮らしは危機的な状況となっています。また、国はこの10月

関西各地から40名の建築職人仲間が参集し、仲間の仕事と暮らしを守る組合活動を活性化し大幅な賃上げや法定福利費の確保、CCUS推進などを通じた建設技能労働者の処遇改善の運動など、この一年間を総括し、運動のさらなる前進と組織拡大、団結の強化に向けてどう取り組んでいくか等の運動方針案を討議しました。

より親密な関係を築き、時代即した新しい組合組織を創っていくことを決意しました。関西地協の全組織の増勢実現に向け、組合員に寄り添うことを基軸に関西地協のすべての仲間とともに、諸課題を実現させるため、一致団結して全力で奮闘することを決



関西地協の仲間が一致団結してガンバろう！



# — 36協定届 — 届出行っていますか 時間外・休日労働の際に必要な

従業員を雇用している事業主のみなさん、36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）の届出は行っていますか。個人事業所・法人事業所、従業員の人数を問わず、従業員を時間外・休日労働に従事させる場合は、36協定届の届出が必要となります。

時間外・休日労働が月30分、1時間であっても届出が必要となるので注意が必要です。

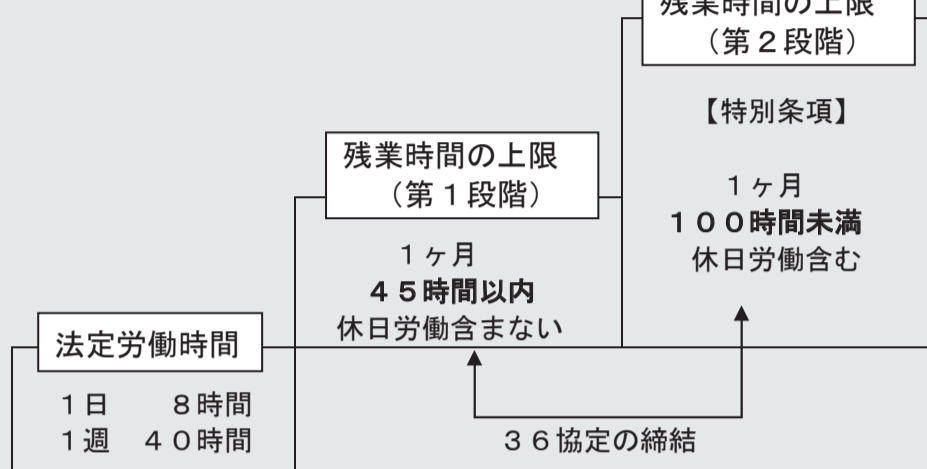
建設業における36協定届は現在、一種類のみ（様式9号の4）ですが、建設業における時間外労働時間の上限規制が適用される、令和6年4月1日以降は、他産業と同様に「一般条項」「特別条項」の2種類の協定届様式となります。

書類のひな型は「厚生労働省主要様式ダウンロードコーナー・労働基準法等関係主要様式」に掲載されています。

全建総連でも働き方改革関連法について理解を深めるためのリーフレットを作成しており、労働条件通知書、36協定届、法定3帳簿（出勤簿・賃金台帳・労働者名簿）など、ひな形を作成しています。いずれも全建総連のホームページで公開しています。

届出がお済でない方は、事業所管轄の労働基準監督署に届出を行きましょう。

## 残業時間の上限規制の全体（イメージ）



職人さんの姿はありませんでした。大和や積水ハウスなどの垂れ幕が掛かる現場解体整地後の現場2か所や仮枠組立中現場1か所等を見て回りましたが職人さんとの遭遇はありませんでした。帰りに以前からポスターを張ってもらっている建具屋さん



支部事務所前で各方面への行動準備

## 「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置が延長されています。

所得税法等の一部を改正する法律により、「建設工事請負契約書」については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに作成されるものについても、印紙税の軽減措置が適用されます。

※これまでは平成9年4月から令和4年3月末までに作成される契約書について軽減措置の対象とされていました。

契約金額(抜粋)		軽減後の税率
建設工事請負契約書		
100万円超 200万円以下		200円
200万円超 300万円以下		500円
300万円超 500万円以下		1千円
500万円超 1千万円以下		5千円
1千万円超 5千万円以下		1万円

※ 軽減措置の対象となる契約書は、建設工事の請負契約金額が100万円を超えるもので、令和6年3月31日までの間に作成されるものです。

## 香芝支部 秋の組織拡大行動

9月11日に支部三役と分会長はじめ青年部長の6名で組織拡大行動を実施すべく支部事務所に集まりました。ただ、空模様が悪くなり、急遽、出発を取止めて4校区の方面で帰りか13日までに各自現場・事務所・作業場の訪問をお願いしました。組合パンフレット・ポスター・ティッシュ・紹介カードを分けて各方面に分かることとしました。下田校区では支部事務所の直ぐ北側で造成地している新規開発現場に寄り、檀原住宅の15区画位ある内の4件ほどが建設中でしたが、生憎の雨で職人さんの姿はありませんでした。大和や積水ハウスなどの垂れ幕が掛かる現場解体整地後の現場2か所や仮枠組立中現場1か所等を見て回りましたが職人さんとの遭遇はありませんでした。帰りに以前からポスターを張ってもらっている建具屋さん

（支部長 和田全示記）

「新しいのに変えてください」と渡し、「新加入者の紹介も頼みます」と声掛けしました。翌日、大和信用金庫支店長とお会いし、組合のポスター掲示をお願いしたところ、快く承諾いただき、香芝支店並びに香芝中央支店ともに掲示の運びとなりました。他の校区の報告は書記長に取り纏めていただく事になりました。今後地道な活動と仲間と組織づくりを目指して活動してまいりますので支部組合員の皆様ご協力よろしくお願いたします。

今回参加の班長さん分会長さんお疲れ様でした。

## 檀原支部 ビバホーム檀原店で朝宣伝

9月27日に浅岡支部長はじめ役員5名と本部書記2名が参加し、ビバホーム檀原店にて朝8時から9時まで宣伝行動を実施しました。資材館前で建築資材を購入するために来店された建築職人の方や職人風の方たち、約40数名に声を掛け、組合パンフやティッシュを渡していました。

役員さんはパンフを手渡す都度、「建築組合です。労災保険や健康保険、税金対応もしています」と、声をかけ続けました。また、来店者の中には「おれ、もう組合に入ってるで」と声を掛けて頂きました。

掛けて頂きました。配布した宣伝物を現場等で使用してもらったことよって、組合の名が広まれば良いなと思います。建築組合の存在を知ってもらった上では、小さなきっかけかも知れませんが、行動を積み重ねていくことで今後の大きな成果に繋がると信じています。

（支部長 浅岡政則記）



資材館前で支部役員5名が朝宣伝

# 中建国保加入者の方へ

## 被保険者資格の異動手続きについて

中建国保をやめるときは、すみやかに保険証をお返してください。

あなたの世帯に次のような異動があったら…

### 14日以内に組合に届け出てください

※届出が遅れると、さかのぼって保険料をおさめたり、保険給付がうけられなくなることがあります。

#### 出生、結婚、転入などで家族が増えたとき

必要なもの  
住民票、資格喪失証明書、  
個人番号確認書類、身元確認書類

#### 転出、就職などによる他保険加入、死亡などで家族がやめるとき

必要なもの  
保険証、住民票  
(または資格取得証明書、死亡証明)、  
個人番号確認書類、身元確認書類

#### 住所が変わったとき

必要なもの  
保険証、世帯全員の住民票、  
個人番号確認書類、身元確認書類

#### 就学のため親元を離れ住所が変わるとき

必要なもの  
在学証明、  
個人番号確認書類、身元確認書類

#### 氏名が変わったとき

必要なもの  
保険証、戸籍抄本、  
個人番号確認書類、身元確認書類

奈良	132
生駒	179
山添	32
都祁	16
郡山	57
斑鳩	47
天理	165
東宇陀	19
田原本	76
北葛	294
桜井	132
香芝	108
宇陀	133
橿原	506
菟田野	41
東吉野	20
御所	87
吉野	52
中吉野	77
五条	101
川上	12
西吉野	7
天川	2
十津川	15
下北山	3
合計	2313

組合員 2,313名 支部組織人員(令和5年10月20日現在)

『先月より1名減』

## ようこそ組合の仲間へ

### 令和5年9月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
奈良	奥田 明菜	39	作業員(解体業)	植原 賢治

### 令和5年10月新加入(敬称略)

支部	氏名	年令	職種	紹介者
斑鳩	吉原 元	22	土工	福井 孝司
北葛	寺尾 泰史	55	左官	藤井本 正明
橿原	有村 真吾	30	とび	門脇 岳
橿原	寺下 厚	55	エクステリア	浅岡 政則
橿原	藤澤 竜也	33	板金工	浅岡 政則
橿原	宮下 導	37	石材商	浅岡 政則

## 心からご冥福をお祈りいたします

### 亡くなられた仲間

令和5年9月死亡  
斑鳩支部 川端 勝征氏 手伝い (84歳)

令和5年10月死亡  
西吉野支部 上西 博司氏 設計施工 (73歳)  
生駒支部 松村二三雄氏 左官 (88歳)



## 今月の労災事故件数

(令和5年9月21日～  
令和5年10月20日まで)

一人親方1件/一括有期6件

項目	一人親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	0	1	0	1
2. 転倒	1	1	1	3
3. 飛来・落下	0	0	0	0
4. 電動工具	0	0	0	0
5. 切れ・擦れ	0	1	0	1
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	0	1	1	2
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他(激突・感電等)	0	0	0	0
合計	1	4	2	7

## 情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内  
奈良県労働基準協会や建災防奈良支部では  
各種技能講習会をおこなっています。  
※(組本)は組合本部が会場

### ◎奈良県労働基準協会主催

問合せ先 0742-3612040

### ◎玉掛け技能講習

学科 R6年1月25日～26日 実技 1月29日

### ◎フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 12月5日

### ◎石綿作業主任者技能講習

学科 12月7日～8日

### ◎建築物石綿含有建材調査者講習

学科 12月20日～21日

### ◎有機溶剤作業主任者技能講習

学科 11月30日～12月1日

### ◎建設業労働災害防止協会主催

問合せ先 0742-2213345

### ◎建築物石綿含有建材調査者講習

学科 R6年1月11日～12日

### ◎石綿作業主任者技能講習

学科 R6年1月31日～2月1日

### ◎足場の組立て等作業主任者技能講習

学科 R6年1月17日～18日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良支部まで  
お問合せ下さい。  
基準協会や建災防ホームページでも確認できます。



# 「事務所・作業場・倉庫」等の 労災保険

## 工事現場以外の業務とは…

- ①作業場で（請負工事とは無関係な）木材等を加工する。
- ②作業場・倉庫・資材置場で、手すきの時間（請負工事とは無関係）に片付け、整理、道具の手入れをする。
- ③事務の業務など。

### 例えば

- ・従業員が作業場で建築用金具を加工中にケガをした。  
※請負工事につながる作業ならば「元請の現場労災」を適用。
- ・雨天のため、従業員に倉庫の整理整頓を命じたところケガをした。
- ・事務所内で事務員が転倒してケガをした。

これらのケースは「事務所労災」を成立させていなければなりません。しかし、事業主が労災保険に未加入であっても、ケガをされた労働者は労災保険で救済されますが、労災保険加入の事業主に対しては、さかのぼっての保険料の徴収や労災保険給付額の100%又は40%を徴収される費用徴収等のペナルティが課せられることもあります。

## 労災保険、大丈夫ですか

# 「現場労災」だけでは 不都合なケースも!?

労災保険は、労働者（事業主に使用され、賃金を受けている人）の災害に対する保護を目的とする制度ですが、建設業の労災保険は一

般的な労災保険とは異なり「現場労災」と「事務所・作業場等」に分かれています。さらに造園業であれば「剪定作業のため」の労災保険もあります。「事務所・作業場・倉庫」などの労災保険については、工事現場以外の業務が対象となるのですが、事務員を雇用（同居の親族除く）している場合、または請負工事とは関係のない作業場・倉庫・資材置場などでの作業がある場合には、労働災害がおこったときに「現場労災」では適用されないことがあります。これら「工事現場以外の業務」を行なう「労働者」の労働災害に備えるものとして、

「事務所・作業場・倉庫」の労災保険（略称「事務所労災」）の加入が必要となります。保険料の計算方法は労働者の賃金総額（年間）×保険料率となります。

また、造園業者における「剪定作業のため」の労災保険については、土木工事を伴わない「樹木の剪定や手入れのみ」の業務は、労災保険上では、農業の扱いになり、事業主は「樹木の剪定や手入れのみ」業務のための労災保険の加入が必要になります。保険料の計算方法は「事務所労災」と同じです。労災保険のご不明な点は組合の労災係りまでご相談ください。

## 組合顧問弁護士へご相談下さい。

- ◎工事中・後の施主との工事代金不払い
- ◎手形や小切手の取引の問題
- ◎竣工後の施工面のクレーム
- ◎債権回収の相談
- ◎元請や業者間との賃金不払い
- ◎従業員への賃金や雇用等に関する問題

上記のような問題等を抱えておられたら、一人で悩まずにご相談下さい。組合では顧問弁護士と契約を結んでいます。最初の30分間は無料です。まずは組合本部へご連絡下さい。

わたしたちの

建設産業における

# 働き方改革セミナー

2018年からいわゆる「働き方改革関連法」が次々と施行され、労働者や中小零細企業事業主の雇用を取り巻く状況は一変しました。

建設業でも2024年4月から時間外労働の限度基準適用除外を見直すことが決まっており、雇用現場のさらなる変革が求められています。

今回、社会保険労務士の森田修氏を講師に、人を雇った場合の「事業者」の守るべきルール、何から始めればよいかなど、事例を交えてお話を頂きます。

働き方改革関連法を中心に、労務の観点から事業者（経営者）の責任を説明しますので、ぜひご参加ください。

2023年

11月22日(水)

参加  
無料

時間 / 13:30~16:30

会場 / 建築組合本部会館 橿原市小網町9-8

講師 / 社会保険労務士 森田 修

定員 / 40名

### □セミナーの内容

- ・人を雇う際の事業主としてのルールとは  
(労働条件通知書・労働契約書・雇入れ通知書)(法定三帳簿の作成)
- ・時間外労働への対応 (36協定の届出、適正な割増賃金の支払い等)
- ・有給休暇、休日への対応 (年5日取得義務)(時間外労働の上限規制への対応)

### 参加申込書

支部名	電話	-	-
氏名	FAX	-	-

建築組合 FAX 0744-22-9111

## 国保組合の育成・強化、 保険証交付の存続を求める 要請署名へのご協力有難うございました。

# 633筆

平素は組合諸活動にご理解とご協力賜り厚く御礼申し上げます。国保組合の育成・強化、保険証交付存続を求める要請署名は厚生労働省保健局長宛に届けさせて頂きました。

医療保険制度を支える国保組合の育成・強化を図ること。保険証交付の存続を求めると同時に、マイナンバーカードと保険証の一体化による実務運営に際し、特段の配慮を行うことを、61万人の仲間の力で、強く要請していきます。

※50県連・組合から50万7239筆署名提出

## 出産祝い金制度 青年組合員さん交付申請を忘れずに

組合では青年組合員の皆さんのお子様の誕生を祝い、健やかな成長を願って、平成20年から出産祝い金を給付しています。給付を受けられる方は、対象児の出生日前、1年以上引き続き組合に在籍していること。組合費及びその他の義務負担金を滞納していないことが必要条件です。

支給額は、1人につき2万円です。申請手続きや必要書類については、所属支部や組合本部までお問合せ下さい。

※申請期限は、対象児の出生の日の翌日から2年以内にご提出ください。